

# 第13章

## 知的財産

### 1. ルールの外観

#### (1) ルールの背景

高度に発展した経済社会においては、発明、デザイン、ノウハウ、芸術作品等、人間の知的創造活動の産物が経済活動において重要な役割を果たしており、それらの創造活動を促進するために、発明、意匠、著作物、集積回路の回路配置、営業秘密等を法的に保護するための制度が整備されている。また、営業活動や生産活動の末に獲得された信用を保護し、消費者保護及び競争秩序の維持を図るため、標章の保護が図られている。

国際貿易においても、国際的に取引される商品やサービスの価値に占める、これらの知的財産の価値が近年飛躍的に増加しており、加盟国における知的財産の保護が不十分又は不適切な場合には、貿易秩序を歪曲するおそれがある。

開発途上国においては、知的財産の保護制度は有しているものの、保護の対象範囲を限定したり、保護期間を極めて短くしたりする等、保護の水準が不十分であったり、知的財産権侵害を排除するための権利行使の実効性が十分に確保できていない国が少なからず存在した。また、先進国においても、国際社会の大勢から大きく異なる態様の保護等、事実上の内外差別的な効果を持った制度を有する国が存在した。

知的財産の分野では、特許権、商標権等の工業所有権に関するパリ条約、著作権に関するベルヌ条約等、国際的な保護の在り方に関する国際協定が既に存在していたが、国際貿易秩序を整備するという観点から知的財産の適切な保護の枠組みを検討する必要性が認識されるに至り、GATT の場でも、できる限り多くの国が参加して、通商面に関連した知的財産の保護水準に関する国際合意を作ることが急務であると認識された。かかる観点から、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面：Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）の交渉は、ウルグアイ・ラウンド交渉の新分野を構成する重要な要素として位置づけられた。そして、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS 協定）が、1994年4月のマラケシュ会合において最終合意に至り、1995年1月1日に発効した。

#### (2) 法的規律の概要

TRIPS 協定の概要は図表 II - 13 のとおりであり、知的財産に関する通商関連における保護の在り方についての論点の相当程度をカバーするものとして、一部課題は残しつつも、知的財産の保護に係る最低限の水準を規定した包括的枠組みとして評価される。

その意義としては、①知的財産を全般的にカバーしていること、②パリ条約、ベルヌ条約等の既存条約との関係では、原則として保護水準が引き上げられているのみならず、パリ条約やベルヌ条約に未加盟の国にもそれらの条約の内容を遵守する WTO 協定上の義務が生じたこと、③知的財産関連条約では、初めて最恵国待遇が明記されたこと、④加盟国が国内法で担保すべき義務として、実質的な保護水準・権利内容を規定するのみならず、権利侵害行為に対する権利行使手続が詳細に規定されたこと、⑤紛争処理手続が設けられたこと、等が挙げられる。

＜図表 II-13-1＞TRIPS 協定の概要

|                     |  |
|---------------------|--|
| 適用範囲                | 知的財産（著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、非開示情報）の保護全般（1条）。   |
| 既存条約との関係            | パリ条約（工業所有権）やベルヌ条約（著作権）等の保護水準を基準とし、原則としてこれらの水準を引き上げるアプローチがとられている（2条、9条、35条）。  |
| 基本原則                | 内国民待遇（3条）及び最恵国待遇（4条）が規定され、これらの義務は経過措置から除外されて、開発途上国についても協定発効時から適用される。<br>なお、パリ条約やベルヌ条約等に規定されている内国民待遇の例外はそのままとし、また、ベルヌ条約等の相互主義的取扱い、既存の国際条約に基づく措置、知的財産権の取得又は維持に関する多国間協定に規定する手続等については、最恵国待遇の例外と規定。知的財産権の消尽に関する問題（並行輸入問題等）については、内国民待遇及び最恵国待遇を除いて、TRIPS 協定上のいかなる規定も同問題に用いてはならない旨規定（6条）。  |
| 保護水準<br>（スタンダード）    | 著作権及び関連する権利については、コンピュータ・プログラムの保護（ベルヌ条約上の文学的著作物として保護）、貸与権等を規定（10、11条）。<br>特許については、特許対象を「新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（治療方法等一部例外有り）」と広く設定し、物質特許制度の導入を義務づけ（27条）。保護期間は出願日から20年以上（33条）。また、強制実施権の設定に関する条件を詳細に規定（31条、31条の2）。地理的表示については、不正な地理的表示を防止するための国内制度整備、ぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）についての追加的保護を義務づけ（22、23条）。<br>その他にも、商標、意匠、集積回路の回路配置、非開示情報の保護、ライセンス契約における反競争的慣行の規制等につき規定。   |
| 権利行使<br>（エンフォースメント） | 国内での公正・公平・適正な権利行使手続を整備すべきことを規定。知的財産権の侵害行為に対する権利行使として、民事上の手続、国境措置等の行政上の手続、刑事上の手続に関する遵守すべきスタンダード（適正手続の保障、不当な遅延の防止、実効性の確保等）を規定。   |
| 紛争処理                | WTO の紛争解決手続が準用される（64条）（ただし、64条2項には、協定の発効から5年間は、GATT 23条1項（b）（ノンバイオレーション申立）等は準用しない旨規定され、同モラトリアムは、現在まで閣僚会議にて累次延長されている）。TRIPS 協定上の義務に違反すれば、関税譲許の撤回等、その他の分野における措置を受ける可能性もある。   |
| 経過措置                | WTO 協定発効の日から、3～5条を除き、先進国は1年、開発途上国及び市場経済移行国は5年（～2000年1月）、後発開発途上国（LDC）については11年（～2006年1月） <sup>*1</sup> のTRIPS 協定適用義務に関する経過期間を規定（65、66条）。<br>開発途上国において物質特許制度を持たない国にあっては、当該制度導入につき更に5年間（計10年間、～2005年1月）の経過期間を付与（65条4項）。他方、経過期間を適用する開発途上国の補完的義務として、協定発効の日から、①医薬品等の物質特許の出願受理制度（メールボックス）を設けること、②特許出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めること、を併せて義務付け（70条8及び9項） <sup>*2</sup> 。<br>※1 2005年11月のTRIPS 理事会において、2013年7月1日まで経過期間を延長することが決定された後、累次に渡って延長され、現在は2034年7月1日まで延長されている（2021年6月29日決定）。また、2001年のTRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言パラ7を踏まえ、医薬品に関する特許・非開示情報の保護については、当時、他よりも長い経過期間が与えられた（※閣僚宣言当時、2006年1月1日までであったところ、医薬品に限り2016年1月1日まで経過期間を延長。）、その後さらに2033年1月1日まで延長することが決定されている（2015年11月6日決定）。※2 70条8項及び9項は経過期間を補完するためのものであり、65、66条のようなTRIPS 協定6部の経過措置は適用されない（notwithstanding the provisions of Part VI）。一方、70条9項の適用に関しては、2002年7月のWTO 一般理事会において、2016年1月1日までLDC に対して医薬品の排他的販売権付与義務を免除すること、当該免除については毎年レビューを行うことが決定されていた。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し2015年中に議論があり、最終的に、70条8項及び9項両規定につき、2033年1月1日までの更なる免除が決定している。 |

### (3) 経済的視点及び意義

知的財産保護制度は、経済的に次の2つの側面を持つ制度的枠組みであると言える。第一の側面は、知的財産を開発・創出した者に特許権や著作権のような一定の排他的（独占的）権利を付与することによって、知的創造活動へのインセンティブを与えることで当該知的創造活動を促進し、また、新たな技術・知識の研究開発に対する資源の効率的な活用を促して、知的財産に基づく経済発展、イノベーションの基盤を提供することを目的とする側面である。第二の側面は、商標や地理的表示のような商品・サービス等の表示を保護することにより、業務上の信用及び市場における公正競争の維持を目的とするものである。

知的財産保護制度は、公正で自由な競争の確保等も踏まえて、各国の政策により決定されるべきものであるが、自由貿易の促進により、モノ・サービスの国際的取引が拡大することに伴い、国際的に最低限度の制度的な調和が必要とされている。

#### 知的財産権の不十分な又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果

国際経済活動の拡大及びそれにおける知的財産の位置づけの高まりに伴い、知的財産の保護の不十分さ又は不適切さがもたらす貿易歪曲効果は極めて大きなものになってきている。

第一に、特定の国の知的財産保護制度が、過剰な保護を提供するものや内外差別的なものである場合、あるいは国際的に広く受け入れられているルールや手続と大きく異なる場合には、当該国以外の事業者にとって権利取得や権利行使に余分なコストや時間を要するために、非関税障壁となって自由貿易の円滑な発展を阻害することになりかねない。

第二に、自由貿易が進展する中での特定国における知的財産の不十分な保護は、不正商標商品や映像・音楽等の著作物の海賊版、デザイン模倣品等の知的財産権侵害物品の製造・流通を横行させ、権利者の正当な利益の確保を困難とし、権利者の経済活動に直接悪影響を及ぼすことになり、新製品の研究開発へのインセンティブを阻害しかねない。また、外国企業との技術ライセンス契約に対して、不当な契約期間の制限や、契約期間満了後の守秘義務の禁止等を課し、かつ権利者の正当な権利行使を制限することは、外国からの投資や技術移転を萎縮・阻害させ、技術の受入国の術技発展を低下させるのみならず、結果として関係国や、ひいては世界経済にも悪影響を及ぼすこととなる。

この点、TRIPS協定の前文第1段落に「加盟国は、国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体が正当な貿易の障害とならないことを確保する必要性を考慮し」とされていることから、TRIPS協定が知的財産権の不十分又は不適切な保護がもたらす貿易歪曲効果に対処することを基本的な目的としていることは明らかである。

### (4) 最近の動向

#### TRIPS理事会の状況

TRIPS理事会はTRIPS協定の実施、特に加盟国の義務の遵守を監視するとともに、知的所有権の貿易関連の側面に関する事項の協議を行う場であり、毎年3回開催される通常会合等で議論がされている。

近年の通常会合においては、① TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）の関係、② 知的財産とイノベーション、③ 知的財産と公共の利益、④ TRIPS協定66条2項に基づく技術移転奨励措置、⑤ 地理的表示に係る検討事項（多国間通報登録制度、保護対象の拡大）、⑥ TRIPSと公衆衛生に関するTRIPS協定改正、⑦ ノンバイオレーションに係る猶予期間、⑧ 知財とCOVID-19、⑨ 新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案、⑩ LDCに対するTRIPS協定66条1項に基づく経過期間延長、⑪ TRIPS協定71条1項に基づくレビュー等に関する議論が行われている。以下、上記①～⑪の議論の概要を説明するとともに、TRIPS協定に関する最近の紛争案件（⑫）についてまとめる。

### ① TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）の関係

2001 年 11 月のドーハ閣僚宣言（パラグラフ 12（b）及び 19）において、1993 年に発効した生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）と TRIPS 協定の関係について、検討を行うことが合意された。

2024 年通常会合において、中国、インド、インドネシア、ブラジル、南アフリカ等から、同年 5 月の WIPO における「知的財産、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識に関する国際的な法的文書を確定させるための外交会議」の成功に言及しつつ、従来の立場（① TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、2011 年 4 月の提案文書（TN/C/W/59）で言及されているとおり遺伝資源の出所開示要件の導入を義務付ける TRIPS 協定改正を行うべき、② CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべき、及び、③ WTO 事務局は、TRIPS 協定と CBD との関係、TRIPS 協定 27 条 3 項（b）のレビュー、伝統的知識及びフォークロアの保護の 3 つの論点について事実関係がまとめられた 2006 年の文書（IP/C/W/368/Rev.1、IP/C/W/369/Rev.1、IP/C/W/370/Rev.1）のアップデートを行うべき）を繰り返す発言があった。

これに対して、日本、米国、英国等の先進国も従前と同様に、遺伝資源の出所開示要件等については、WIPO の遺伝資源等政府間委員会（WIPO/IGC）が議論を行う最適なフォーラムである旨主張した。また、米国は、TRIPS 理事会への CBD 事務局の招聘及び WTO 事務局の関連文書の更新を支持する立場にないと主張した。

議長からは、加盟国に対し、必要に応じて相互に議論することを促す旨述べられた。

### ② 知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産権の活用成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国が主導し、日本も共同提案国となって、2012 年 11 月の TRIPS 理事会通常会合以来、議論が行われている。

2024 年の会合では、「IP and Awareness」をテーマに「知財の普及啓発とクリエイター」、「知財の普及啓発と協力」、及び「知財の普及啓発と、教育とエンターテインメント」を議題として議論が行われた。

各会合では、日本、米国、EU、スイス等の先進国から、各国の経験・知見や取組が共有されると共に、南米諸国等の途上国からも、知財の普及啓発の重要性について指摘がなされつつ、支援、協力等の事例が共有された。

### ③ 知的財産と公共の利益

本議題は、2017 年 6 月の TRIPS 理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案されたもの。2020 年は、著作権の制限及び例外（TRIPS 協定 13 条）におけるスリーステップテストに関連する各国の取組、新型コロナウイルス感染症の対応に関連した特許以外の領域（AI、3D プリントのような技術や、データ、営業秘密等）における TRIPS 協定の柔軟性適用の可能性について議論が行われた。

前者（著作権の制限及び例外）については、南アフリカ、インド及びインドネシアから、各国の取組や経験に関する情報共有の要請があり、台湾及び中国から各国の法令について紹介がなされる一方、スイスからは、スリーステップテストの解釈と WTO 協定上の法的義務との関係を議論することは TRIPS 理事会の所掌ではなく、紛争解決機関（DSB）で議論すべきとの発言がなされた。

後者（特許以外の領域における TRIPS 協定の柔軟性）については、途上国からは、知的財産は医薬品の研究開発や供給等に障壁をもたらし得るものであり、TRIPS 協定の柔軟性によりこのような障壁を取り除くべきであること等の主張がなされた。

これに対し、日本、米国、EU、スイス、カナダ等の先進国からは、医薬品等の発明を促進するうえでの知的財産制度の重要性、新型コロナウイルス感染症の対応における自発的なライセンス等ボランタリーペー

スでの取組の必要性、ドーハ宣言の柔軟性に係る議論における知的財産の保護と公衆衛生の保護のバランスを考慮する必要性等について主張がなされた。

#### ④ TRIPS 協定 66 条 2 項に基づく技術移転奨励措置

本議題は、TRIPS 協定 66 条 2 項に基づき、先進国は LDC への技術移転を促進及び奨励するため、先進国領域内の企業及び機関に奨励措置を提供することとされているところ、先進国が作成した報告書に基づいて活発な意見交換を行うことを目的としたものである。

2024 年 11 月の通常会合においては、EU、スイス、米国、日本、カナダ、英国、豪州、ニュージーランド、ノルウェーから、それぞれが提出した報告書の概要につき説明がなされた。LDC は、メンバーの努力への謝意を表明し、LDC に特化したインセンティブや投資が反映されている点で報告書の内容が改善されていることを評価する一方、本議題で議論されるべきインセンティブのタイプを明確に定義すべきこと、LDC を対象とするより多くのプロジェクトの実現を期待することなどを述べた。

議長は、本議題は次回の会合でも議論を継続したいとした。

#### ⑤ 地理的表示に係る検討事項

地理的表示とは、“シャンパーニュ”（ワイン）、“ゴルゴンゾーラ”（チーズ）等のように、単なる商品の表示ではなく、商品の品質や評判がその生産地の地理的な要素に主として由来する場合の生産地を特定する表示であり、TRIPS 協定の下でも知的財産権としての保護が規定されている。

TRIPS 協定 22 条では、消費者の誤認混同を要件に地理的表示一般の保護を想定しているのに対し、同 23 条では、ぶどう酒（ワイン）と蒸留酒について、誤認混同の有無を問わず地理的表示に強力な法的保護を与えることを想定している。これには、22 条の保護に追加する保護という意味で「追加的保護」という言葉が使われている。

この地理的表示に関しては、2001 年のドーハ閣僚宣言（パラグラフ 12（b）及び 18）において、（i）TRIPS 協定 23 条 4 項でビルト・イン・アジェンダとされた、ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設につき、新ラウンドの枠内で交渉を行うこと、（ii）23 条に規定されている地理的表示の追加的保護の対象産品をワイン・蒸留酒以外の産品に拡大することにつき、2002 年末までの TRIPS 理事会での議論の結果を貿易交渉委員会へ報告することが合意された。以降、精力的な議論が行われているものの、EU、スイス、インド等の地理的表示の一層の保護強化を主張する諸国と、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド等の現在の保護水準の維持を主張する諸国との間の対立は激しく、2025 年 2 月現在において、特段の進展は見られていない。

#### ⑥ TRIPS と公衆衛生に関する TRIPS 協定改正

2001 年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003 年 8 月 30 日の一般理事会において TRIPS 協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ 6 の実施に係る決定を採択、TRIPS 協定 31 条（f）及び（h）の義務の一時免除（ウェーバー）が認められ、強制実施権によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった（所謂、パラ 6 システム）。

その後、2005 年 12 月 6 日の一般理事会において、上記決定の内容を TRIPS 協定 31 条の 2 及び同附属書並びに附属書補遺に反映する協定改正議定書が、2003 年 8 月 30 日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

TRIPS 理事会においては、上記決定に基づいて行われるパラ 6 システムの年次レビューの機会に、各国における上記決定の実施状況及び議定書の受諾状況について事務局から報告が行われてきた。TRIPS 協定改正議定書は WTO 加盟国の 3 分の 2 が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初の TRIPS 協定改正議定書の受諾期限は、2007 年 12 月 1 日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえ TRIPS 理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を得て累次延長されてきたが、2017 年 1 月 23 日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦及びベトナムの 3 か国が新たに受諾したことによって、発効要件である WTO 加盟国の 3 分の 2 の受諾をみたし本改正議定書が発効した。この点に関し、我が国は 2007 年に既に受諾手続を完了していたため、我が国においても同日付けで効力が生じる

こととなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について既存の特許法等関連法令で対応可能であったところ、受諾時において関連法令の改正は行っていない。

なお、2023年12月の一般理事会において、TRIPS 理事会議長より、137か国に改正後の TRIPS 協定が適用されているものの、依然として 27か国が TRIPS 協定改正議定書を未受諾であるという状況が説明され、これを踏まえ、TRIPS 協定改正議定書の受諾期限が2025年12月31日に延長された。

### ⑦ノン・バイオレーションに係る猶予期間

他の加盟国の措置が協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害された場合に、WTO の紛争解決手段を利用することができるとする「ノン・バイオレーション申立て（GATT23条1項（b））」のTRIPS 協定への適用に関する猶予期間については、累次の閣僚会議において延長されており、第11回閣僚会議（プエノスアイレス閣僚会議）において、2019年に開催予定の次回閣僚会議まで適用猶予期限を延長することが決定された。その後、一般理事会（2018年7月）において、第12回閣僚会議（MC12）の開催が2020年6月に延期されたところ、2019年12月の一般理事会で、MC12までの間、TRIPS 協定にノン・バイオレーションを適用しないことが決定された。

以降の TRIPS 理事会においても「ノン・バイオレーション申立て」の範囲と態様に関する議論が行われ、適用賛成派（米国、スイス）と反対派（EU や、インド、南アフリカ等の途上国）の懸隔が埋まらなかったものの、2021年11月の追加通常会合において、米国が立場を翻しモラトリアムの延長に合意し、スイスが合意を妨げなかったため、第13回閣僚会議（MC13）までモラトリアムの延長をするという MC12 への勧告案について合意がなされ、MC12 においてその旨の決定が採択された。

2023年10月の通常会合にて、第14回閣僚会議（MC14）までの間、TRIPS 協定に「ノン・バイオレーション申立て」を適用せず、モラトリアムを延長することが議長より提案されたところ、タイ、ノルウェー、南アフリカ、インド等は、議長提案を支持するとしたものの、ナイジェリア、ペルー、インドネシア等はモラトリアムを恒久的なものとするのが望ましい旨発言した。日本、英国等は範囲と態様を明確にすべきなどの理由から、議論を継続すべきと述べたところ、米国も議論の継続を支持すると発言し、スイスは、MC12 以降、実質的な議論は行われておらず、再度の延長の必要性に疑問がある旨を述べた。その後、2024年2月に開催された公式会合においても、スイスは立場に変更はない旨を主張し、本提案についてメンバー間で合意が得られず本議題はサスペンドとなったものの、同月に開催された MC13 において、MC14 までモラトリアムを延長するという閣僚決定が採択された。

### ⑧知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え

本議題は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、TRIPS 協定の柔軟性と公衆衛生について TRIPS 理事会で議論すべきと主張する南アフリカより提案され、2020年7月の通常会合から、新型コロナウイルス感染症関連の知的財産措置にかかる情報交換を目的として新たに登録されたものである。

本議題については、2022年7月の通常会合において、議題名を「COVID-19 に対する知的財産分野での対応」から「知財と COVID-19」に変更することが合意された後、2023年3月の通常会合において、南アフリカから議題のタイトルを将来のパンデミックへの備えを含み得るものとするよう提案がなされていたところ、2024年4月に開催された通常会合において、議題名を「知財、COVID-19 及びパンデミックへの備え」と変更することで合意された。

2024年に開催された全ての通常会合において、いずれのメンバーからも、MC12 における TRIPS 協定に関する閣僚決定パラ 5 に基づく通知（同閣僚決定に基づく措置を実施したことについての通知）はなかった旨が、議長から報告された。

各通常会合において、インド、南アフリカ、ブラジル、インドネシア等から、将来のパンデミックに備えて、迅速かつ効果的に機能するメカニズムを導入する必要性について言及があったのに対し、米国、EU、英国、日本等の先進国は、2024年2月の MC13 の閣僚決定において、COVID-19 における経験を生かし、将来のパンデミックへの効果的な対策に関し議論を続けることが宣言されている点を踏まえ、

COVID-19 の経験における事実と証拠に基づいて議論すべきである旨主張した。

### ⑨新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め、治療に向けた、TRIPS 協定上の一部の義務の免除を求める提案

インド及び南アフリカから、新型コロナ対策関連の医療品（治療薬、ワクチン、診断キット、マスク、人工呼吸器等）へのタイムリーなアクセスを可能とすることを目的として、2020年10月2日付で TRIPS 理事会に対し、新型コロナウイルス感染症の予防、封じ込め及び治療のために TRIPS 協定上の一部の義務（著作権、意匠、特許、非開示情報の保護と、それらの権利行使に関する義務）について当面免除することを一般理事会において決定すべき旨の提案がなされたことを受け、2020年10月の通常会合から議論を実施。途上国対先進国の構造で議論が行われていたが、2021年5月5日に、米国が本提案に関しワクチンについて支持を表明した。また、2021年6月には、EU が本提案への対案として、TRIPS 協定 31 条における強制実施権の要件明確化を内容とする新たな提案を提出した。

2021年12月以降、WTO 事務局長からの働きかけを踏まえ、EU、米国、インド、南アフリカは、非公式協議を実施し、2022年5月の TRIPS 理事会において、WTO 事務局長より非公式協議の議論の結果（成果文書）が報告された。その後、この成果文書を基にテキスト交渉が行われ、最終的に、2022年6月12日～17日に開催された MC12 において、新型コロナワクチンを生産・供給するために必要な特許について、TRIPS 協定上の強制実施権に係る手続を明確化・簡素化する内容の閣僚決定がなされた。

また、その後、当該閣僚決定における、当該決定の日から6か月以内に、その対象を新型コロナの診断薬及び治療薬に拡張するか否かを決定することについての規定（閣僚決定パラ 8）に基づき、TRIPS 理事会で累次議論が行われたが、期限までには加盟国間で合意に至らず、2022年12月20日の一般理事会において、議論が継続されることで合意された。

TRIPS 理事会では、事実と証拠に基づく議論をすべく、2023年9月、外部ステークホルダーを招いた非公式テーマ別セッションが開催された。また、2023年10月には、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission (USITC)）より、COVID-19 診断薬および治療薬と、TRIPS 協定に基づく特定の柔軟性などに関する報告書が発表された。USITC の報告書は、COVID-19 診断薬および治療薬に関し、例えば、① COVID-19 診断薬・治療薬の特定・定義、② 知的財産権保護、生産、流通、取引、③ 需要と需要に影響を与える要因、④ 入手可能性と価格等の情報を提供している。

上記のような事実・根拠にも基づきつつ、引き続き TRIPS 理事会において議論が行われたものの、なお加盟国間で合意には至らず、2023年12月の一般理事会において、TRIPS 理事会議長は、現時点で、TRIPS 協定に関する閣僚決定を診断薬と治療薬に拡張するか否かのコンセンサスが、加盟国間で得られていない旨を報告し、拡張に関する議論は引き続きオープンとされた。

その後、2024年2月の TRIPS 理事会公式会合において、「理事会は、TRIPS 協定に関する MC12 決定パラグラフ 8 に関する事実と証拠に基づく議論を支援するために加盟国が多大な努力を行ったことを認識する。こうした努力にもかかわらず合意に達することはできなかった。」という記載を含む、一般理事会への報告書（IP/C/100）が採択され、同月開催の一般理事会において、当該報告書に基づく報告が TRIPS 理事会議長よりなされた。

### ⑩ LDC に対する TRIPS 協定 66 条 1 項に基づく経過期間延長

TRIPS 協定 66 条 1 項に基づく経過期間は、LDC からの正当な理由のある要請に基づいて TRIPS 理事会が延長を認めることとなっており、これまで2回、2005年11月及び2013年6月の TRIPS 理事会において2021年7月1日までの延長が認められていた。

一方、医薬品に関する特許・非開示情報の保護については、2001年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言パラ 7 を踏まえ、当時、特別に他よりも長い経過期間が与えられ（閣僚宣言当時、医薬品に限らない経過期間が2006年1月1日までであったところ、2002年6月の TRIPS 理事会において医薬品に限り2016年1月1日までの経過期間が認められた。）、さらに2015年11月の TRIPS 理事会において2033年1月1日までの延長が認められた（IP/C/73、2015年11月6日決

定)。

その後、医薬品に限らない経過期間についても、2021 年 6 月の追加通常会合において、さらに 13 年 (2034 年 7 月 1 日まで) の延長が認められた (IP/C/88、2021 年 6 月 29 日決定) ことから、現在は二つの経過期間が併存している形となっている。

また、TRIPS 協定 70 条 8 項 (医薬品等の特許出願の受理を義務付け)、70 条 9 項 (同出願の対象となる製品に対する一定期間の排他的販売権の付与を義務付け) の適用に関しては、2002 年 7 月一般理事会において、2016 年 1 月 1 日まで LDC に対して 70 条 9 項の義務を免除すること、当該免除については毎年レビューを行うことが決定された。当該義務免除を巡っては、期限を迎えるに際し 2015 年 12 月一般理事会で、最終的に、TRIPS 協定 70 条 8 項も含める形で両規定につき、2033 年 1 月 1 日までの更なる義務の免除が決定している。

なお、上記は LDC に対して認められた経過期間であるが、近年、複数の LDC や途上国から、LDC 卒業後の経過措置の必要性が主張されている。2020 年 11 月の一般理事会において、LDC グループは、現在 LDC に対して認められている「特別かつ異なる待遇」(S&DT) の適用を LDC から卒業したメンバーに対しても認めることを求める提案を提出しているが、この提案において対象とされる措置には、TRIPS 協定 66 条 1 項及び 2 項、70 条 8 項及び 9 項も含まれている。その後の議論を経て、当該提案の一部の措置の適用が MC13 において決定されたが、TRIPS 協定関連の S&DT を含むその他の措置については、2025 年 2 月現在、LDC 小委員会を中心に議論が継続している。

#### ⑩ TRIPS 協定 71 条 1 項に基づくレビュー

TRIPS 協定 71 条 1 項には、TRIPS 協定 65 条 2 項に規定される経過期間が満了した後、TRIPS 理事会が協定の実施について検討 (レビュー) することが規定されているが、これまで当該 TRIPS 協定の実施に関するレビューは完了していない。このレビューに関し、2024 年 3 月にバングラデシュ、コロンビア、エジプト、インドから、MC13 後の TRIPS 関連事項に関する文書 (WT/GC/W/925、IP/C/W/708) が提出され、2024 年 4 月にコロンビアから、TRIPS 協定 71 条 1 項のレビューに関する文書 (IP/C/W/712) が提出された。

2024 年 4 月の通常会合において、コロンビアから、TRIPS 理事会において信頼と共通理解を醸成するため、TRIPS 協定 71 条 1 項のレビューを実施すべきである旨説明がなされ、途上国からも、途上国が経験している課題に対応するため、レビューの実施を強く支持する旨主張された。

その後、議長が非公式なコンサルテーションを通じてメンバーと協議を進め、① TRIPS 協定 2 部 1 節に規定される著作権及び関連する権利からレビューを開始すること、② レビューは、公式会合と連続して開催される非公式会合で主に扱うこと、③ レビュー後、事実に基づく報告書を作成し、TRIPS 理事会において採択すること等を内容とするレビューの範囲やタイムラインの議長案が作成された。

レビューの早期開始を求める途上国のみならず、先進国も、レビューはメンバーに過度な負担を課すべきでないことに留意を要する旨等を述べつつ、協定上の義務であるレビューの実施自体には反対しなかった。2024 年 12 月に開催された TRIPS 理事会公式会合では、レビューの範囲やタイムラインの議長案について合意することが提案されていたが、同会合の場において、ブラジルが、TRIPS 協定の 7 条と 8 条に定められた目的と原則に導かれてレビューを実施することを明確にする必要があること等を理由に、議長案には合意できないと主張し、最終的にレビュー開始について合意は形成されなかった。

#### ⑪ 紛争案件

TRIPS 協定発効から 2025 年 2 月末までに、45 件の TRIPS 協定に関わる紛争案件について協議要請がなされ、うち 22 件のパネルが設置された (資料編第 3 章参照)。

近年では、ウクライナ (DS434) ・ホンジュラス (DS435) ・ドミニカ共和国 (DS441) ・キューバ (DS458) ・インドネシア (DS467) が豪州のタバコ製品の包装に関する規制措置について協議要請 (それぞれ 2012 年 3 月、4 月、7 月及び 2013 年 5 月) を行った事案がある。2014 年 4 月の DSB 会合で統一パネル

が設置されたが、DS434については、2015年5月にDSU 12条12項に基づくウクライナの要請により手続が停止し、12か月経過をもって終了した。本件措置は、タバコ包装について、①一定面積以上に所定の様式による健康被害警告を表示することを義務付け、②商標の使用を原則禁止としつつ、銘柄名・企業名等についてのみ所定の背景色・フォント・箇所に記載することを許容し（図形的商標の使用禁止）、③形状、表面処理、材料、色等の仕様を制限するものであり、本件手続では、表示・包装・ラベル等に関する強制規格としての側面に関するTBT協定上の論点の他、商標規制としての側面に関してTRIPS協定上の多数の論点が争点となった。TRIPS協定上の商標に関する具体的な論点は、原産国で登録された商標を他国でもそのまま登録・保護すべきとするパリ条約6条の5に反するか（同協定2条1項）、（タバコ製品という）物品の性質に基づく商標登録の障害にあたるか（同15条4項）、商標の保護は、第三者の使用を排除する消極的権利に留まるか、積極的に使用する権利まで含まれるか（同16条1項）、「商標の商業上の使用は...特別な要件により不当に妨げられてはならない」という同20条に違反しないか、等が挙げられる。

本ケースについては、2018年6月にパネル報告書が発出され、パネルは、いずれの争点についても協定不整合性を認めなかった。その後、ホンジュラス（DS435）・ドミニカ共和国（DS441）の2国が上訴していたものの、2020年6月、上級委員会はパネル報告書を支持し、豪州の措置が協定違反ではないとする最終報告書を配布したことにより終了した。パネル報告書の概要については、第II部第11章（基準認証）2. 主要ケース（7）参照。

なお、2022年2月には、EUが中国の禁訴令に関する措置について協議要請を行った（DS611）。同年12月にはEUがパネル設置要請を行い、2023年1月、パネルが設置され、我が国は第三国参加を表明した。その後、パネルは、本件に関する最終報告書を2025年の第1四半期末頃までに両当事国に配布する予定であることを通知した。

また、2025年1月にも、EUが中国の標準必須特許（SEP）のグローバルライセンス条件に関する措置について協議要請を行った（DS632）。

2000年までの案件は、経過期間が満了していた先進国相互間の事案、協定発効と同時にすべての加盟国に履行義務が生じた内国民待遇・最恵国待遇についての先進国から開発途上国への事案が占めていたが、近年のTRIPS協定関連の紛争処理の申立ては鈍化してきている。我が国としては、各国法制度のTRIPS協定整合性といった制度面の問題ばかりでなく、権利者からの協力を得つつ権利行使手続や取締り等の実効面・運用面でのTRIPS協定の履行状況の問題についても積極的な把握に努めるとともに、加盟国間での紛争案件の動向についても注視し、また、TRIPS協定の実効性を十全ならしめるための適切な対応を講じることが望ましい。